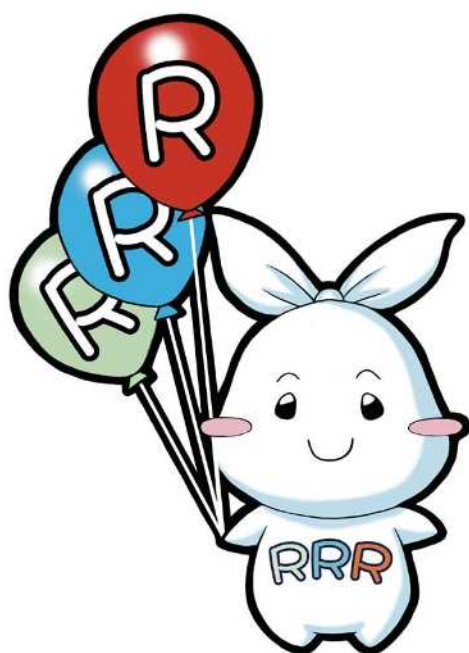


# 【 事業用大規模建築物用 】

## 再利用対象物保管場所設置 及び廃棄物等保管場所設置 に関する手引き



葛飾区清掃事務所



事務所や店舗などの事業用建築物から排出される廃棄物を適正に処理するためには、処理する前の廃棄物を適正に保管しておく場所を設けるとともに、管理責任を明確にしておくことが必要です。

そこで、これから建築物の建設を予定されている建築主の方には、建築計画の段階で、廃棄物の保管場所等に関する事前協議を清掃事務所と行っていただき、建築物の用途・規模に応じた適切な廃棄物保管場所を設置していただきます。

この手引きは、建築物の用途や規模ごとに、廃棄物保管場所の設置に関する各種手続きについて説明したものです。内容について不明な点がございましたら、清掃事務所にお問い合わせください。

## 目 次

---

I	協議事項・提出書類一覧	1
II	事業用途の建築物を建てる場合	
1	事前協議の流れ	2
2	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置手順	3
3	各種様式の記入例	10

### 【参考】 関連例規等

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	15
事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準	23
葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例・規則（抜粋）	26
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱	34

〔 問い合わせ・提出先 〕

区清掃事務所

葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3693-6113

FAX 03-3691-1797

メールアドレス 061000@city.katsushika.lg.jp

※各種様式は葛飾区のホームページよりダウンロードできます。

葛飾区公式サイト <http://www.city.katsushika.lg.jp>

「葛飾区公式サイト」→「くらしのガイド」→「ごみリサイクル」→「事業系ごみ」→「事業用建築物を建てる場合」

## 協議事項・提出書類一覧

建築予定のものを確認し、各説明ページを参考に手続を行ってください。なお、集合住宅と事業用途の建築物を併設して建設する場合は、用途ごとに必要な手続を行ってください。

用途	区分	協議事項等	提出書類	説明ページ
事業用途の建築物	事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物	①再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置【事前協議】	「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」	2～8
		②廃棄物管理責任者の選任	「廃棄物管理責任者選任届」	8
		③再利用計画書の作成	「事業用大規模建築物における再利用計画書」	8

### 事前協議について

受付時間 月曜日から土曜日

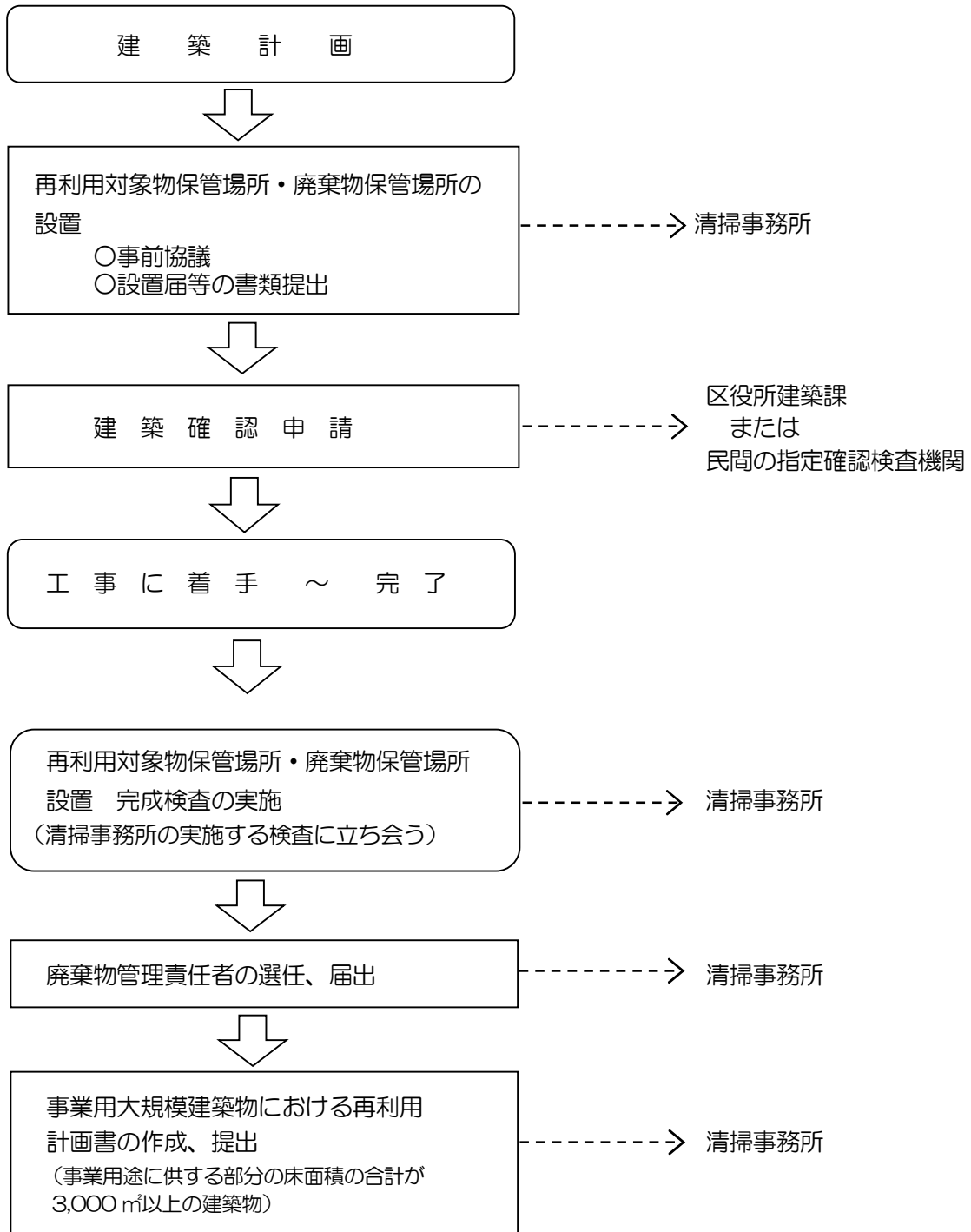
8：10～16：00

※事前協議でご来所の際には、担当者不在を避けるために事前に連絡をいただきますようお願いいたします。



## II 事業用途の建築物を建てる場合

### 1 事前協議の流れ

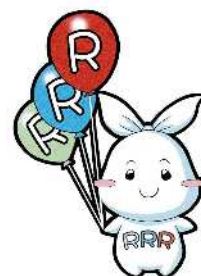


## 2 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置手順

建築確認申請を行う前に、以下の手順で清掃事務所と再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所についての協議を行い、必要な書類を提出してください。

### (1) 提出書類一覧

提出書類	提出部数	提出時期	添付書類
1 再利用対象物保管場所 設置届兼廃棄物保管場所等設置届	2部	建築確認申請の前まで	①念書 ②設計概要 ③案内図 ④用途別床面積内訳書（事業用途建築物） （記入例：10ページ） ⑤廃棄物保管場所の面積算出表 （記入例：11ページ） ⑥再利用対象物保管場所の配置図（位置図） 及び敷地内運搬車通過通路図等 ⑦廃棄物保管場所等配置図（位置図）及び 敷地内運搬車通過通路図等 ⑧各階平面図 ⑨再利用対象物保管場所の平面図・立面図 及び断面図（縮尺50分の1） ⑩再利用対象物保管場所等の仕様 ⑪廃棄物保管場所等の平面図・立面図及び 断面図（縮尺50分の1） ⑫廃棄物保管場所等の仕様 ⑬その他必要と認める図面等
2 廃棄物管理責任者選任届	1部	選任した日から30日以内	なし
3 事業用大規模建築物における再利用計画書  (事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者)	1部	毎年5月31日まで	なし



(2) 再利用対象物保管場所の設置手順

① 再利用対象物保管場所の面積を算出してください。

面積は、最低必要面積に作業場所必要面積（洗浄排水設備面積含む）を加えたものとします。

(ア) 最低必要面積

最低必要面積は、再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準（４ページ）に基づき、算出してください。

《 再利用対象物保管場所の最低必要面積算出基準（抜粋） 》

	10,000 m <sup>2</sup> 未 満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	50,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 m <sup>2</sup> 以 上
事 務 所	4 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m <sup>2</sup> 以上
飲 食 店				
学 校				
病院・診療所				
店 舗	4 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m <sup>2</sup> 以上
ホ テ ル				
文化・娯楽施設 工場・倉庫	3 m <sup>2</sup> 以上	3 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	11 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> 以上

(イ) 作業場所の面積

作業場所は、建築物の規模に応じて、保管設備への投入及び保管設備の清掃等に支障がない面積を確保してください。

目安として、通路及び保管場所スペースから壁までの距離は90cm以上を確保するよう努めてください。ただし、廃棄物保管場所内に設置する場合は、兼用することができます。

② 再利用対象物保管場所の位置・構造を決めてください。

事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（23ページ）に基づき、利便性や作業の効率等を考慮して決めてください。

(ア) 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置してください。

(イ) 換気設備及び照明を設置してください。

(ウ) 出入り口の幅及び高さは次の通りとします。

- ・ 容器等を使用する場合 幅を90cm以上、高さを1.8m以上とします。
- ・ 反転コンテナを使用する場合 幅を1.2m以上、高さを1.8m以上とします。
- ・ 上記以外を使用する場合は、清掃事務所にご相談ください。

(3) 廃棄物保管場所の設置手順

① 廃棄物の処理方法、収集回数を決めてください。

事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者自らが処理をする責任があります。自己処理をする

か、一般（産業）廃棄物処理業者と契約し処理を委託してください。

廃棄物処理業者へ委託する場合は、契約する際の収集回数（形態）を決めてください。

② 当該建築物の用途別の面積を明確にしてください。

「用途別床面積内訳書（事業用途建築物）」（記入例：10ページ）を作成し、用途ごとの床面積を明記してください。その際、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とを区別して記入してください。

③ 廃棄物保管場所の面積を算出してください。

「廃棄物保管場所の面積算出表」（記入例：11ページ）により、保管が必要な廃棄物の量を算出し、それを収納する保管設備の数から面積を算出します。

(ア) 床面積

床面積は、「用途別床面積内訳書（事業用途建築物）」で算出した業種別の床面積合計を記入します。

(イ) 一日あたり排出量

一日あたりの排出量は、原則として、下表を使用してください。

施設の使用用途	一日あたりの排出量
事務所ビル	0.04kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設 工場・倉庫	0.03kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食店）	0.20kg/m <sup>2</sup>
店舗（物品販売）	0.08kg/m <sup>2</sup>
ホテル	0.06kg/m <sup>2</sup>
学校	0.03kg/m <sup>2</sup>
病院、診療所	0.08kg/m <sup>2</sup>
駐車場	0.005kg/m <sup>2</sup>
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを使用することができます。

※廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物であっても異なる場合が考えられますので、事前に清掃事務所と十分打ち合わせてください。

(ウ) 廃棄物の種類ごとの排出割合

過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを使用することができます。過去のデータがない場合は、廃棄物の種類ごとの排出割合は設けずに、一律100%として算出します。

(エ) 収集間隔

収集回数に応じた収集間隔を記入します。（例）収集回数：週3回 → 収集間隔：2日

(オ) 保管設備に収納できる重量

廃棄物の保管方法（保管設備）を決め、収納できる重量を記入してください。収納重量は、過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを用いることができます。過去のデータがない場合は、廃棄物 190kg=1 m<sup>3</sup>として換算し、60ℓ 容器であれば 12kg、反転コンテナ（0.7 m<sup>3</sup>）であれば 133kg とします。

(カ) 予備率

廃棄物の種類ごとに保管設備の最低必要個数を算出し、それを保管設備の種類ごとに合計したものに予備率（1.4）を乗じて必要個数とします。

(キ) 段数

必要個数を段数で除して1段あたりの個数を算出してください。廃棄物保管場所の内部に棚を設置して2段構造にする場合は、必要個数を段数で除して1段あたりの保管設備個数を算出してください。なお、1段あたりの保管設備個数は切上げて整数にしてください。

容器等の種類	60リットル容器	反転コンテナ
平置きする場合	1段	1段
棚を設置し、2段構造にする場合	2段	

(ク) 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類ごとに必要な面積を算出し、それを合計します。面積は、実際に使用する保管設備の外寸により算出してください。

容器等の種類	外寸(ミリメートル)
60リットル容器(丸)	直径600
60リットル容器(角)	横幅 350×奥行き550
反転コンテナ	横幅1570×奥行き590

(ケ) 作業場所の面積

作業場所は、建築物の規模に応じて、保管設備への投入、廃棄物の持ち出し及び保管設備の清掃等に支障がない面積を確保してください。

目安として、棚と棚の間の通路及び棚から壁までの距離は90cm以上を確保するよう努めてください。

(コ) 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の設備を設置してください。

(ケ) 廃棄物保管場所の面積

(ク) で算出した面積に作業場所面積（洗浄排水設備面積を含む）を加えた面積を、廃棄物保管場所の面積とします。



④ 廃棄物保管場所の位置・構造を決めてください。

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準（15ページ）に基づき、利便性や作業の効率等を考慮して決めてください。

- (ア) 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置してください。
- (イ) 換気設備及び照明を設置してください。
- (ウ) 出入口の幅及び高さは次の通りとします。
  - ・容器等を使用する場合 幅を90cm以上、高さを1.8m以上とします。
  - ・反転コンテナを使用する場合 幅を1.2m以上、高さを1.8m以上とします。
  - ・上記以外を使用する場合は、清掃事務所にご相談ください。
- (エ) 棚を設置する場合、棚の高さは80cmから1mまでとします

⑤ 粗大ごみの集積所を設置してください。

- (ア) 廃棄物保管場所とは別に、粗大ごみ集積所を設置してください。粗大ごみ集積所は建築物の規模に応じて、粗大ごみの集積に支障がない面積を確保してください。
- (イ) 目安として、3㎡以上を確保するよう努めてください。
- (ウ) 必要に応じて囲いを設けるなどして周囲との安全を確保してください。

⑥ 「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」の作成・提出

- (ア) 「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」を作成して、添付書類（3ページの一覧表参照）とあわせて2部を清掃事務所へ提出してください。
- (イ) 清掃事務所での審査終了後、承認済みの設置届1部をお返しします。

＜再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所の管理について＞

○所有者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。また、必要に応じて、利用者等に協力を求め指導してください。

○所有者は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じてください。

○所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しなくなったときには、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じてください。

○所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理してください。



(4) 再利用対象物保管場所完成届兼廃棄物保管場所等の完成検査

再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所の設置が完了しましたら、清掃事務所へ連絡をしてください。設置届に基づき、後日完成検査を実施します。

(5) 廃棄物管理責任者の選任・届出

建築物一棟につき、廃棄物管理責任者を一名選任し、選任後 30 日以内に「廃棄物管理責任者選任届」を清掃事務所へ提出してください。(郵送可)

廃棄物管理責任者とは、その建築物から発生する廃棄物の処理状況等を把握し、廃棄物の減量及び適正処理を推進していく役割を持っています。

(6) 再利用計画書の作成・提出

事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の所有者は、毎年 5 月 31 日までに、年度ごとの再利用計画書を作成し、清掃事務所へ提出してください。(郵送可)

\* マニフェスト適用対象事業者届の提出 \*

日量 100kg 以上の一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物を処理する際にマニフェスト（一般廃棄物管理票）の発行が義務付けられています。マニフェストの使用に先立ち、清掃事務所へ「マニフェスト適用対象事業者届」を提出してください。

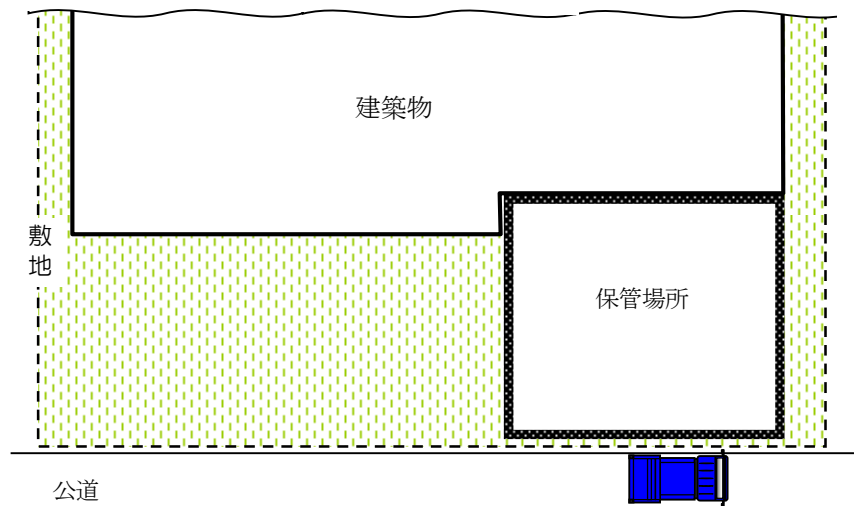
#### 4 廃棄物保管場所の配置例

廃棄物保管場所の位置については、以下の例を参考にしてください。設置にあたっては、周辺環境に配慮した上で、搬出作業に支障をきたすことのないよう、十分注意してください。

##### 【例1】 廃棄物保管場所が敷地外の通路に面している例

<留意点>

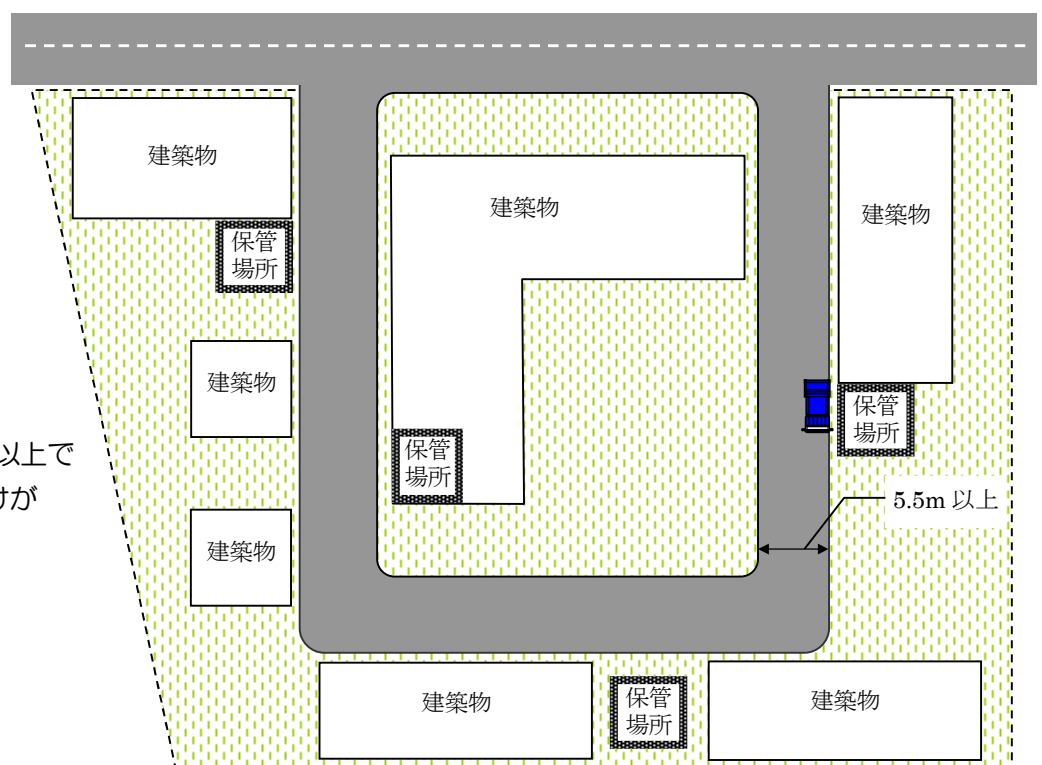
- 公道は、運搬車の通行に十分な幅員があり、歩行者や他の通行に支障がないこと
- 廃棄物保管場所と通路の間に段差が生じていない。



##### 【例2】 廃棄物保管場所を敷地内に複数設置する例

<留意点>

- 敷地内の通路は、水平で幅員5.5m以上で敷地外への通り抜けができるものを設置。



**用途別床面積内訳書 (事業用途建築物)**

用途を入力します。

各階の延床面積を記入します。

階	店舗 (物品販売)		店舗 (飲食店)		事務所		駐車場		共有部分等面積	
	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	床面積	
B1階								1200.00 m <sup>2</sup>		100.00 m <sup>2</sup>
1階	1	900.00 m <sup>2</sup>	2	300.00 m <sup>2</sup>						50.00 m <sup>2</sup>
2階	1	800.00 m <sup>2</sup>			1	80.00 m <sup>2</sup>				50.00 m <sup>2</sup>
3階	1	800.00 m <sup>2</sup>			1	80.00 m <sup>2</sup>				50.00 m <sup>2</sup>
合計	3	2500.00 m <sup>2</sup>	2	600.00 m <sup>2</sup>	2	160.00 m <sup>2</sup>		1200.00 m <sup>2</sup>		250.00 m <sup>2</sup>

各戸数、各業種ごとの床面積を入力します。

各階の延床面積と下記の合計欄は自動計算されます。

各階の共有部分等の面積を入力します。

# 廃棄物保管場所の面積算出表 (事業用途建築物)

1 保管設備数		使用する保管設備名称を入力する	1日あたり排出量(kg)	種類別の割合(%)	保管設備重量(kg)	最低必要個数(A)	必要個数(A)×1.4	段数	1段あたりの個数
用途	保管設備の種類	床面積(m <sup>2</sup> )	×	×	÷	=	×		
店舗(物品販売)	反転コンテナ	[ 2500.00 m <sup>2</sup> ]	×	[ 100% ]	× [ 133 kg ]	=	7 個	1	7 個
店舗(飲食店)	反転コンテナ	[ 600.00 m <sup>2</sup> ]	×	[ 100% ]	× [ 133 kg ]	=	4 個	1	4 個
事務所	60ℓ容器(角)	[ 160.00 m <sup>2</sup> ]	×	[ 100% ]	× [ 12 kg ]	=	2 個	1	2 個
駐車場	60ℓ容器(角)	[ 1200.00 m <sup>2</sup> ]	×	[ 100% ]	× [ 12 kg ]	=	2 個	1	2 個
		[ m <sup>2</sup> ]	×	[ ]	× [ kg ]	=	0 個		0 個
		[ m <sup>2</sup> ]	×	[ ]	× [ kg ]	=	0 個		0 個
		[ m <sup>2</sup> ]	×	[ ]	× [ kg ]	=	0 個		0 個
		[ m <sup>2</sup> ]	×	[ ]	× [ kg ]	=	0 個		0 個
		[ m <sup>2</sup> ]	×	[ ]	× [ kg ]	=	0 個		0 個

保管設備に応じた重量を入力する

施設用途に応じた排出量を入力する

使用する保管設備名称を入力する

排出量の割合を入力する

収集間隔を入力する

事業用途床面積を入力する

積上げることのできる段数を入力

## 2 保管設備の設置に必要な面積

保管設備の種類	保管設備の直径又は横幅(m)	保管設備の直径又は奥行(m)	1段あたりの個数	保管設備の設置面積
反転コンテナ	( 1.57 ) m × ( 0.59 ) m	( 11 ) m	=	10.19 m <sup>2</sup>
60ℓ容器(角)	( 0.35 ) m × ( 0.55 ) m	( 4 ) m	=	0.77 m <sup>2</sup>
	( ) m × ( ) m	( ) m	=	0.00 m <sup>2</sup>
	( ) m × ( ) m	( ) m	=	0.00 m <sup>2</sup>

1で記入した保管設備と同じものを記入す

保管場所の最低必要面積

保管設備の外寸(直径又は横幅・奥行)を入力する

## 3 保管場所必要最低面積

保管設備必要面積	10.96 m <sup>2</sup>
再利用対象物設置面積	4 m <sup>2</sup>
合計	14.96 m <sup>2</sup>

## 4 保管場所設置面積

保管設備設置面積	11.05 m <sup>2</sup>
再利用対象物設置面積	5.5 m <sup>2</sup>
作業場設置面積	6.5 m <sup>2</sup>
合計	23.05 m <sup>2</sup>

実際に設置する保管場所面積を記入する。

※3の最低面積を下回らないようにしてください。  
※保管場所内部の清掃等に支障がない面積を確保してください。

<算出上の注意>  
1、保管設備の最低必要個数は小数点以下を切上げし、必要個数は小数点以下を切捨てて算出する。  
2、1段あたりの保管設備数は、小数点以下を切上げて算出する。  
3、保管庫設備の設置面積は、小数点第三位を四捨五入して算出する。  
4、保管庫設備の設置面積を記入し、小数点第三位を四捨五入して算出する。

再利用対象物保管場所を廃棄物等保管場所内に設置する場合はその面積を記入してください。

再利用対象物保管場所設置届  
兼 廃棄物保管場所等設置届

2022年 10月 1日

葛飾区長 あて

(建設者) 住所 葛飾区立石5-13-\*

氏名 株式会社 葛環清

電話番号 03(1234)78\*\*

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例

の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設計者	住所 葛飾区新宿3-17-*		
	氏名 葛環清設計事務所	電話番号	03(2345)67**
工事施工者	住所 葛飾区堀切4-60-*		
	氏名 葛環清建設株式会社	電話番号	03(2345)78**
建築物の所在地	葛飾区高砂1-1-*		
建築物の名称	(仮称) 高砂1丁目PJ		
建築物の用途	集合住宅		
敷地面積	2,800 m <sup>2</sup>		
延べ床面積	4,710 m <sup>2</sup> (内訳)	住宅用	m <sup>2</sup>
		事業用	4,710 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造、地上 1階、地下 階		
予定年月日	工事着手	工事完成	使用開始
	2023年4月1日	2024年3月31日	2024年4月1日

2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保管場所	(地上)・地下	1階、	1箇所、	5.50 m <sup>2</sup>
------	---------	-----	------	---------------------

3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係）

保管場所	(地上)・地下	1階、	1箇所、	11.05 m <sup>2</sup>
保管設備	種別 反転コンテナ	容量	700 (ℓ)・m <sup>3</sup>	設置数 11 (個) 台
	種別 600容器 (角)	容量	60 (ℓ)・m <sup>3</sup>	設置数 4 (個) 台
	種別	容量	ℓ・m <sup>3</sup>	設置数 個・台
	種別	容量	ℓ・m <sup>3</sup>	設置数 個・台
	種別	容量	ℓ・m <sup>3</sup>	設置数 個・台
粗大ごみ集積所	(地上)・地下	1階、	1箇所、	3 m <sup>2</sup>
清掃車通行道路	(公)私道、	6 m	洗浄排水設備	洗浄 1箇所、排水 1箇所

反転コンテナ使用の場合は容量 (700ℓ) 600ℓ容器 (丸・角) を使用する場合は容器 (60ℓ) と記入	受付欄	
	(再利用)	(廃棄物)

## 念 書

私は、次の建築物の廃棄物等保管場所等について、下記事項の遵守を約束いたします。

建築物名称：(仮称) 高砂1丁目計画

建築物住所：(地番) 高砂1-1-\*

### 記

1. 廃棄物等の収集日には、当該建築物から排出される廃棄物等を、管理者が責任を持って集積場所(別図)まで持ち出し、容器等により持出した場合は、収集後速やかに保管場所に格納します。
2. 廃棄物保管場所、集積場所及び容器等は、常に清潔を保つようにします。
3. 事業系廃棄物については、業者による収集とします。  
(委託業者との契約締結後、契約書の写し及び業者の許可証の写しを、速やかに区に提出します。)
4. 委託業者の収集形態に沿った分別をおこなうとともに、適正排出に努めます。
5. 容器等の取扱い、廃棄物保管場所及び集積場所等の管理について、収集業務の遂行に支障のないようにします。
6. 近隣住民等と問題が生じた場合は責任をもって解決します。
7. 容器等、保管設備個数に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに容器等の補充及び廃棄物等保管場所を増設いたします。
8. 建築物を分譲又は管理を業者委託した後も、本念書内容の遵守に責任を持ちます。
9. 事前協議事項に変更が生じた場合は、速やかに清掃事務所へ連絡し、区の指示に基づき提出書類の修正等を行います。

4 年 10 月 1 日

葛飾区長 あて

建築主 住所 葛飾区立石5-13-\*

氏名 株式会社 葛環清

**※内容は変更せずそのまま提出してください。**





【 参考 】 關連例規

## 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

12葛 環 リ 第 6 5 号

平成12年4月1日

環 境 部 長 専 決

(趣旨)

第1条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則(平成12年葛飾区規則第32号。以下「規則」という。)

第33条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の一般廃棄物の保管場所及び保管設備の設置基準を定める。

(定義)

第2条 この基準で、使用する用語の意義は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例(平成11年葛飾区条例第39号)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 廃棄物保管場所 廃棄物(粗大ごみを除く。以下この基準において同じ。)を保管する場所をいう。
- (2) 粗大ごみ集積所 粗大ごみを集積する場所をいう。
- (3) 保管設備 廃棄物保管場所内部で、廃棄物が搬入又は投入されて搬出されるまでの間、廃棄物を収納しておく容器、資源コンテナ及び自立型ネット(以下「容器等」という。)のほか、次のものをいう。
  - ア 特殊架装車専用反転コンテナボックス(以下「反転コンテナ」という。) 廃棄物を収納する容器で、容器本体に付属する傾倒軸と運搬車の傾倒装置を組み合わせることにより、当該容器が反転し、収納した廃棄物を排出することができるものをいう。
  - イ 自動貯留排出機 投入された廃棄物を圧縮・貯留し、ベルトコンベア等で自動排出できる密閉構造の機器をいう。
  - ウ 車両搭載式コンテナ 廃棄物を収納する容器で、運搬車がクレーン等で積み上げることのできる大型のコンテナをいう。
- (4) 附帯設備 廃棄物保管場所を機能的かつ安全・清潔に使用するために、廃棄物保管場所内部に固定的に設ける、保管設備以外の設備や場所をいう。
- (5) 持出し場所 家庭廃棄物の収集日にごみ収納袋、容器等又は反転コンテナを持出す場所をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置の基準
  - ア 他の用途と兼用でないものとする。
  - イ 保管設備の収納及び附帯設備の設置に十分な面積を確保する。
  - ウ 建築物一棟につき、1 箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
  - エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物を、各別に保管できるものとする。
  - オ 廃棄物の種類ごとに区分し保管できるものとする。
  - カ 引火性・爆発性のある物の保管場所等に近接していない場所に設置する。
  - キ 事業系廃棄物保管場所は、運搬車が横付け又は内部に進入できる場所に設置する。
  - ク 運搬車が廃棄物保管場所内部へ進入する場合及び事業系廃棄物保管場所で運搬車が横付けする場合は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置する。

- ケ 同一敷地内の複数の廃棄物保管場所で運搬車が敷地内に進入して廃棄物を搬出する場合は、幅員が5.5メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置する。
- コ 敷地内の出入口は、接する通路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置する。
- サ 延べ面積が3,000平方メートル未満1,000平方メートル以上の集合住宅についても、本基準を準用することとする。

## (2) 構造の基準

- ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設ける。
- イ 建築物外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。
- ウ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入できるものとする。
- エ 換気及び彩光ができるものとする。
- オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
  - (ア) 容器等を保管設備とする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
  - (イ) 反転コンテナを使用する場合は、幅を1.2メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
  - (ウ) 自動貯留排出機を設置し運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とする。
  - (エ) 第3条第2項オ(ア)(イ)(ウ)以外は幅を1.2メートル以上、高さを1.8メートル以上とする。
- カ 耐久性があり、周囲と調和できる外観とする。
- キ 運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、廃棄物保管場所の床と通路に段差がないものとする。

## (3) 附帯設備等の基準

- ア 廃棄物の種類ごとに区分し適切に保管するため、仕切り・表示等を設置する。
- イ 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備(以下「洗浄排水設備」という。)を設置する。ただし、水道栓等の洗浄設備は、廃棄物保管場所内部及び保管設備の洗浄に支障がなければ廃棄物保管場所外に設置することができる。
- ウ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、清掃若しくは点検等又は事業系廃棄物の運搬車への積込みに必要な作業場所(以下、「作業場所」という。)を確保する。
- エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫(プレハブパネルで作成した箱に冷却装置を設置したものをいう。)等の設備を設置する。
- オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置する。
- カ 棚を設置する場合は、1段(上下2段構造)とし、床から棚の高さは80センチメートルから100センチメートルまでとする。
- キ 棚に置く容器等は、前後に並列に並べることは出来ない。ただし両側が作業場所に面している場合はこの限りではない。
- ク 廃棄物については、自動貯留排出機を設置する場合を除き、廃棄物保管場所内部からの収集は行わない為、持ち出し場所を設けること。持ち出し場所の位置等については次の通りとする。
  - (ア) 容器等を保管設備として使用する場合の持ち出し場所は、道路に面した場所であつ、収集作業に支障をきたさない場所に設けること。
  - (イ) 反転コンテナを使用する場合の持ち出し場所は、敷地内に運搬車が進入して収集作業ができる場所を確保する。
  - (ウ) 収集車が敷地内に進入する場合は、原則として相互通行ができ運搬車が通り抜け又は旋回できる通路

を設ける。

(保管設備に関する基準)

第4条 保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 容器等の場合

(ア) 規則第18条第1項に規定する基準に適合するものとする。

(イ) 容器等の種類は、原則として、次のとおりとする。

廃棄物の種類	容器種類	外寸(ミリメートル)
燃 や す ご み	60リットル容器(丸)	直 径 600×高 さ 550
プラスチック製容器包装 ( プ ラ マ ー ク )	60リットル容器(角)	横幅350×奥行き550× 高さ600
燃 や さ な い ご み	50リットルコンテナ	横幅530×奥行き366× 高さ322
古 紙 ・ び ん ・ 缶	資 源 コ ン テ ナ	横幅530×奥行き366× 高さ322
ペットボトル・食品トレイ	自 立 型 ネット	横幅400×奥行き400× 高さ700

イ 反転コンテナの場合

(ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみ又はプラスチック製容器包装(プラマーク)とする。

(イ) 反転コンテナの容量は0.7立方メートルとし、大きさは、次のとおりとする。

本 体	横 幅 1,360±10ミリメートル 奥行き 590±10ミリメートル 高 さ 890±10ミリメートル
傾倒軸を含む	長 さ 1,574±10ミリメートル 高 さ 685±10ミリメートル

(ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたを付ける。

(オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付ける。

(カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものとする。

ウ 自動貯留排出機の場合

(ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみとする。

(イ) 特殊架装をした全ての運搬車に適合するものとする。

(ウ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(エ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止する。また、騒音及び振動を低減する措置がなされているものとする。

(オ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有するものとする。

- (カ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないものとする。
- (キ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。
- (ク) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付ける。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 容器の場合

前号ア(ア)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

イ 反転コンテナの場合

前号イ(ウ)から(カ)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

前号ウ(イ)から(ク)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 運搬車に適合するものとする。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。

オ その他の設備の場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものとする。

(保管設備の選定基準)

第5条 保管設備の選定基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 共同住宅、寄宿舎又は長屋の住戸又は住室数が100戸未満または人数が200人未満の場合は、容器等または反転コンテナとする。

イ 共同住宅、寄宿舎又は長屋の住戸又は住室数が100戸以上かつ人数が200人以上の場合は、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装は反転コンテナとし、燃やさないごみ、古紙、びん、缶、ペットボトル及び食品トレイについては、容器等とする。ただし、廃棄物保管場所の位置、構造、廃棄物の保管場所等を勘案して清掃事務所長が特に認める場合は、燃やすごみは自動貯留排出機とすることができる。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合は、前条第2号に定める設備とする。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合は、前条第2号ウ、エ又はオに定める設備とする。

(3) 家庭廃棄物で反転コンテナ若しくは自動貯留排出機を保管設備とする場合又は事業系廃棄物で前条第2号オに定める設備を保管設備とする場合は、事前に区と十分協議を行う。

(廃棄物保管場所面積及び算出)

第6条 廃棄物保管場所の面積は、次の式で算出した廃棄物の種類ごとの保管設備の設置に必要な面積(以下「保管設備必要面積」という。)の合計面積に、作業場所面積(洗浄排水設備面積を含む)を加えた面積以上とする。

(1) 容器等又は反転コンテナの場合

保管設備必要面積＝保管設備の容器数(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷保管設備に収納できる重量)×予備率÷段数×保管設備の面積

(2) 自動貯留排出機の場合

保管設備必要面積＝必要な貯留容積(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷自動貯留排出機に収納できる1㎡あたりの重量×予備率÷圧縮率)を有する機器面積＋点検及び作業面積＋運搬車の進入通路面積

- 2 作業場所は、建築物の規模に応じて、保管設備への投入、廃棄物の持ち出し及び保管設備の清掃等に支障がない面積を確保する。
- 3 第1項に規定する保管設備必要面積の算出に用いる項目の数値は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 居住者人数は別表1のとおりとする。ただし、居住者人数が確定している場合は、その人数を用いて算出することができる。

イ 一日あたりの廃棄物の排出量は、別表2のとおりとする。

ウ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	燃やすごみ	プラスチック製容器包装(プラマーク)	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ
排出割合	76.9%	7.5%	4.4%	5.8%	2.9%	1.0%	1.3%	0.2%

エ 収集間隔は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	収集間隔
燃やすごみ	3日
プラスチック製容器包装(プラマーク)	6日
燃やさないごみ	13日
古紙・びん・缶 ペットボトル・食品トレイ	6日

オ ディスポーザ及び排水処理システム(各住宅等から発生する生ごみを破砕し、排水処理槽等で処理した後、その排水を下水道へ流すものをいう。)を設置する場合は、居住者人数に一日あたりの廃棄物の排出量、燃やすごみの排出割合、及び収集間隔を乗じて算出した燃やすごみの排出量から、区と協議の上、20パーセントを限度として、その能力に応じて減ずることができる。

カ 保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。

キ 自動貯留排出機の圧縮率は、1.3を限度とする。

ク 予備率は、原則として1.4以上とする。

ケ 段数は、次のとおりとする。

	60リットル容器	50リットルコンテナ	資源コンテナ	自立型ネット	反転コンテナ
平置きする場合	1段	2段	2段	1段	1段
棚を設置し、2段構造にする場合	2段	4段	4段	2段	

コ 保管設備の面積の算出は、次のとおりとする。

(ア) 容器等の面積は、次の外寸を用いて算出する。

容器等の種類	外寸(ミリメートル)
60リットル容器(丸)	直径600
60リットル容器(角)	縦(横幅)350×横(奥行き)550
50リットルコンテナ	縦(横幅)530×横(奥行き)366
資源コンテナ	縦(横幅)530×横(奥行き)366
自立型ネット	縦(横幅)400×横(奥行き)400

(イ) 反転コンテナの面積は、第4条第1号イ(イ)の外寸(傾倒軸含む)を用いて算出する。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 一日あたりの廃棄物の排出量は、原則として別表2のとおりとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の上承を得た上で、そのデータを用いることができる。

イ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、過去のデータがある場合は、区の上承を得た上で、そのデータを用いることができる。ただし、過去のデータがない場合は、廃棄物の種類ごとの排出割合は設けずに、一律で100パーセントとする。

ウ 収集間隔は、収集回数に応じた日数とする。

エ 保管設備に収納できる重量は、過去のデータがある場合は、区の上承を得た上で、そのデータを用いて算出することができる。ただし、過去のデータがない場合は、1立方メートルあたりの重量を190キログラムで換算して算出するものとし、保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。

オ 自動貯留排出機の圧縮率は、実際に使用する機器の圧縮率とする。

カ 予備率は、原則として1.4以上とする。

キ 段数は、区の上承を得た上で、保管設備の形状及び使用方法に応じた段数とする。

ク 保管設備の面積は、実際に使用する保管設備の外寸を用いて算出する。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第7条 他の用途と兼用でないものとする

2 建築物の規模に応じて、粗大ごみが十分集積できる面積を確保する。

3 建築物一棟につき、1個以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて集積する場合は、この限りではない。

付則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

付則

この基準は、令和4年10月1日から適用する。

別表1(第6条関係)

## 住居占有面積別居住者人数

住居占有面積	居住者人数
～30㎡未満	1.0人
～40㎡	1.5人
～50㎡	2.0人
～60㎡	2.5人
～70㎡	3.0人
70㎡超	4.0人

別表2(第6条関係)

## 施設用途別の一日あたりの廃棄物の排出量

施設用途	1日あたりの廃棄物の排出量
住 宅	0.65kg/人
事 務 所 ビ ル	0.04kg/㎡
文 化 ・ 娯 楽 施 設 工 場 ・ 倉 庫	0.03kg/㎡
店 舗 ( 飲 食 店 )	0.20kg/㎡
店 舗 ( 物 品 販 売 ) デパート、スーパー	0.08kg/㎡
ホ テ ル	0.06kg/㎡
学 校	0.03kg/㎡
病 院 、 診 療 所	0.08kg/㎡
駐 車 場	0.005kg/㎡
鉄 道 駅 舎	0.005kg/乗降客



別表3(第6条関係)

保管設備に収納できる重量

廃棄物の種類	容器等の種類	収納できる重量
燃やすごみ	自動貯留排出機	1m <sup>3</sup> あたり120kg
	反転コンテナ	80kg
	60ℓ容器(丸・角)	7kg
プラスチック製容器 包装(プラマーク)	反転コンテナ	23kg
	60ℓ容器(丸・角)	2kg
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	11kg
古紙	資源コンテナ	17kg
びん		16kg
缶		3kg
ペットボトル	自立型ネット	4kg
食品トレイ		1kg
事業系廃棄物	自動貯留排出機 を使用する場合	1m <sup>3</sup> あたり190kg
	反転コンテナ を使用する場合	133kg
	60ℓ容器(丸・角) を使用する場合	12kg

## 事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

12 葛環り第 53 号

平成 12 年 4 月 1 日

環境部長専決

(趣旨)

第 1 条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（平成 12 年葛飾区規則第 32 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準を定める。

(定義)

第 2 条 この基準で、使用する用語の意義は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成 11 年葛飾区条例第 39 号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 廃棄物保管場所 廃棄物（再利用対象物及び粗大ごみを除く。以下この基準において同じ。）を保管する場所をいう。
- (2) 附帯設備 保管場所を機能的かつ安全・清潔に使用するために、保管場所内部に固定的に設ける、設備や場所をいう。

(保管場所の設置基準)

第 3 条 保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 設置の基準

- ア 他の用途と兼用でないものとする。
- イ 再利用対象物の収納及び附帯設備の設置に十分な面積を確保する。
- ウ 建築物一棟につき、1 箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- エ 再利用対象物の種類ごとに区分し保管できるものとする。
- オ 引火性・爆発性のある物の保管場所等に近接していない場所に設置する。
- カ 保管場所を 1 階に設置する場合は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置する。
- キ 同一敷地内の複数の保管場所で運搬車が敷地内に進入して再利用対象物を搬出する場合は、幅員が 5.5 メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置する。
- ク 敷地内の出入口は、接する通路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置する。

(2) 構造の基準

- ア 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分する。
- イ 再利用対象物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設ける。
- ウ 建築物外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。
- エ 再利用対象物の種類により、汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入できるものとする。
- オ 換気及び採光ができるものとする。
- カ 出入口は、再利用対象物の搬入及び搬出に支障のない幅及び高さを確保する。ただし、運搬車が保管場所内部に進入する場合は、幅を 3.5 メートル以上、高さを 3.0 メートル以上とする。

キ 耐久性があり、周囲と調和できる外観とする。

ク 運搬車が保管場所内部に進入する場合は、保管場所の床と通路に段差がないものとする。

(3) 附帯設備の基準

ア 再利用対象物の種類ごとに区分し適切に保管するため、種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、仕切り等を設置する。

イ 再利用対象物の種類により、保管場所内部の清潔を保持するため、必要に応じて、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備（以下「洗浄排水設備」という。）を設置する。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の洗浄排水設備と兼用することができる。

ウ 再利用対象物の選分、搬入、清掃若しくは点検等又は運搬車への積込みに必要な作業場所（以下、「作業場所」という。）を確保する。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

エ 再利用対象物で多量の厨芥を保管する場合は、必要に応じて、プレハブ冷蔵庫（プレハブパネルで作成した箱に冷却装置を設置したものをいう。）等の設備を設置する。

オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置する。

（保管場所面積及び算出）

第4条 保管場所の面積算出基準は、別表のとおりとする。

2 前項の保管場所の面積に、作業場所を設置する場合は、建物の規模に応じて保管設備への投入、再利用対象物の持ち出し及び保管場所内部の清掃等に支障のない面積を確保する。

付則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

付則

この基準は、令和4年10月1日から適用する。

別表

## 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	50,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 m <sup>2</sup> 以上
事務所				
飲食店	4 m <sup>2</sup> 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m <sup>2</sup> 以上
学校				
病院・診療所				
店舗	4 m <sup>2</sup> 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m <sup>2</sup> 以上
ホテル				
文化・娯楽施設等 工場・倉庫	3 m <sup>2</sup> 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> 以上

注1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注4：対象延床面積が10,000 m<sup>2</sup>未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m<sup>2</sup>以上とすること。

注5：対象延床面積が10,000 m<sup>2</sup>以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。

ただし、合計面積が4 m<sup>2</sup>未満となった場合の最低必要面積は、4 m<sup>2</sup>以上とすること。

注6：算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

## 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（抜粋）

平成 11 年 12 月 22 日条例第 39 号

### 第 2 章 再利用等による廃棄物の減量

#### 第 2 節 事業者の減量義務

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第 19 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用の促進等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定める基準により、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、規則で定める基準により、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第 20 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までの規定のいずれかに違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 21 条 区長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第 22 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 20 条の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第 3 章 廃棄物の適正処理

#### 第 1 節 通則

(事業系廃棄物の処理)

第 26 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

#### 第 3 節 一般廃棄物の処理

(計画遵守義務等)

第 34 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第 72 条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、規則で定める容器(以下「容器」という。)に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 41 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項の保管場所に集めなければならない。

(一般廃棄物管理票)

第 44 条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

- 3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (改善命令等)

第45条 区長は、事業者が第41条の規定に違反しているとき、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置を命ずることができる。

### 第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第50条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

### 第7章 罰則

第76条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (3) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第50条第3項の規定による命令に違反した者

第78条 第50条第1項の規定による届出をしなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（抜粋）

平成 12 年 3 月 31 日規則第 32 号

### 第2章 再利用等による廃棄物の減量

#### （事業用大規模建築物）

第 6 条 条例第 19 条第 1 項の葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

#### （廃棄物管理責任者の選任）

第 7 条 条例第 19 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1 の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合において、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者であってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 19 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届により行わなければならない。

#### （事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第 8 条 条例第 19 条第 3 項の規定による再利用に関する計画(以下「再利用計画」という。)の作成は、年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。以下同じ。)ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書により毎年 5 月 31 日までに行わなければならない。

#### （再利用対象物の保管場所設置基準）

第 9 条 条例第 19 条第 4 項及び第 6 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。



#### (再利用対象物の保管場所設置届)

第10条 条例第19条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

#### (改善勧告)

第11条 条例第20条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

#### (公表)

第12条 条例第21条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を葛飾区役所の門前掲示場に掲示するほか、区長が適当と認めた方法により行うものとする。

#### (収集拒否等)

第13条 区長は、条例第22条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### (廃棄物を収納する容器の基準)

第18条 条例第34条第1項の規則で定める容器は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
  - (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
  - (3) 廃棄物の収納並びに容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
  - (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたが取れないものであること。
  - (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
  - (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
  - (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の基準による容器を用いた廃棄物の持出し及び当該容器の引取りが困難である場合は、次の基準を満たす袋を容器として用いることができる。
- (1) 容量が90リットル以下であること。
  - (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
  - (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。

- (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること

#### (事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第 24 条 条例第 41 条第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等に関し必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

#### (一般廃棄物管理票適用対象事業者)

第 27 条 条例第 44 条第 1 項の規則で定める事業者は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を 1 日平均 100 キログラム以上排出する者
- (2) 事業系一般廃棄物を臨時に排出する者

#### (一般廃棄物管理票)

第 28 条 条例第 44 条第 1 項の一般廃棄物管理票は、次の各票から成る複写式のものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票(A 票)(事業者の控えとする。以下「A 票」という。)
- (2) 一般廃棄物管理票(B 票)(事業系一般廃棄物の運搬を受託した者の保存用とする。以下「B 票」という。)
- (3) 一般廃棄物管理票(C 票)(区長の指定する処理施設の管理者(以下「管理者」という。)の保存用とする。以下「C 票」という。)
- (4) 一般廃棄物管理票(D 票)(事業者の保存用とする。以下「D 票」という。)

**(一般廃棄物管理票の回付等)**

第 29 条 条例第 44 条第 1 項に規定する事業者は、管理者に、C 票及び D 票を提出するものとする。

2 条例第 44 条第 2 項に規定する受託者は、事業者から交付された一般廃棄物管理票のうち A 票を事業者に戻付するとともに、条例第 44 条第 3 項の規定により管理者に B 票、C 票及び D 票を提出するものとする。

3 管理者は、前 2 項の規定により一般廃棄物管理票の提出を受けたときは、C 票を保存するとともに、第 1 項の事業者には D 票を、前項の受託者には B 票及び D 票をそれぞれ回付するものとする。

4 受託者は、前項の規定により管理者から B 票及び D 票の回付を受けたときは、B 票を保存するとともに、速やかに D 票を事業者に戻付するものとする。

5 事業者は、前 2 項の規定により D 票の回付を受けたときは、A 票と照合し、当該 D 票を保存するものとする。

**(事業者の措置)**

第 30 条 事業者は、条例第 44 条第 2 項に規定する場合において、受託者に一般廃棄物管理票を交付した日から 1 箇月以内に D 票が回付されないとき又は当該事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、受託者に対する確認その他適切な措置を講ずるとともに、速やかに区長に報告しなければならない。

**(一般廃棄物管理票の保存期間)**

第 31 条 第 29 条第 3 項から第 5 項までの規定により保存する一般廃棄物管理票の保存期間は、当該一般廃棄物管理票の提出又は回付を受けた日から 5 年とする。

**(改善命令等)**

第 32 条 条例第 45 条(条例第 49 条において準用する場合を含む。)に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

**(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)**

第 33 条 条例第 50 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第 50 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

3 条例第 50 条第 2 項の規則で定める基準は、第 24 条各号の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
  - (2) 保管設備は、容易に腐食し、及び破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできるものであること。
- 4 条例第 50 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

## 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

11葛政移第154号

平成12年3月31日

区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成11年葛飾区条例第39号。以下「条例」という。）及び葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（平成12年葛飾区規則第32号。以下「規則」という。）に基づき、事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第2条 規則第6条の事業用途に供する部分の床面積とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 条例第19条第1項の規定による事業用大規模建築物は、次に掲げるものを除き、棟を単位とする。

- (1) 学校、病院、工場等で同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物とみなすことができる。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物と見なすことができる。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が三千平方メートル以上の一棟の建築物であっても、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合において、その所有又は管理に係る床面積が三千平方メートルに満たない場合でも、それぞれ一棟の建築物とみなす。

(対象建築物の範囲)

第4条 条例第19条第2項の規定による事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、建築物に対し、民法（明治29年法律第89号）上の所有権を有するものとする。ただし、次に掲げる者は所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合において、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者

- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(廃棄物管理責任者の選任等)

第5条 条例第19条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任数は、第3条の基準に基づき、一棟（同条の規定により一棟とみなす場合を含む。）ごとに1人とする。

- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての職務権限を有し、第6条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者の役割)

第6条 廃棄物管理責任者は、次に掲げる事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物及び廃棄物の発生量並びに処理状況の日常的な実態の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用及び資源化の推進
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制及び再利用・資源化のための指導
- (5) 葛飾区及び所有者との連絡調整

(廃棄物管理責任者講習会の受講)

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が前条に規定する事項を遂行するに当たって、必要な知識を取得するため、区が実施する廃棄物管理責任者講習会を次の期間内に受講するものとする。

- (1) 新任廃棄物管理責任者は、その選任をされた日から6か月以内
- (2) その他の廃棄物管理責任者は、3年ごと

(修了証の交付)

第8条 廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、修了証（第1号様式）を交付する。

(再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置後の維持管理等)

第9条 所有者は、再利用対象物の保管場所並びに廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置後の維持管理について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 常に保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うものとする。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うものとする。
- (2) 再利用対象物及び廃棄物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じるものとする。
- (3) 事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所等が事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（平成12年12葛環リ第54号。）第4条及び大規模建築物

の廃棄物管理場所等の設置基準（平成12年12葛環り第65号。）第6条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるように努めなければならない。

- (4) 出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理するものとする。

(改善勧告を受けた者からの改善報告)

第10条 条例第20条に規定する改善勧告を受けた所有者または事業用大規模建築物の建設者は、区長に改善した事項について書面によりその報告を行うものとする。

(改善勧告に従わなかった場合の公表の通知)

第11条 条例第21条第2項の規定による公表されるべき者に対する通知は、公表通知書（第2号様式）により行う。

(公表されるべき者の意見陳述及び証拠提示の機会の付与)

第12条 意見陳述及び証拠の提出は、口頭又は書面により行うものとする。

- 2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心掛けるとともに、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集拒否等の通知)

第13条 規則第13条に規定する収集拒否等の通知は、収集拒否等通知書（第3号様式）により行う。

(顕彰)

第14条 区長は、廃棄物の減量及び適正処理に顕著な実績をあげた者を顕彰することができる。

- 2 顕彰に必要な事項は、別に定める。